

「道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案及び道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」、「道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令案」等に関する意見募集

令和 4 年 3 月
国土交通省自動車局

令和元年5月に道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）が公布され、自動車検査証をICカード化することや、自動車検査証に記録する業務及び検査標章を交付する業務等について国土交通大臣が一定の要件を備える者に委託すること等ができることとされました。

これに伴い、国土交通省では、別添のとおり、「道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案及び道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」、「道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令案」等を検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案及び道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案（別紙1）、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令案（別紙2）、特定記録等事務代行等委託要領（仮称）（別紙3）

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省自動車局自動車情報課及び整備課において資料を配布します。

3. 意見募集期間

令和4年3月17日（木）から令和4年4月15日（金）まで（必着）

4. 意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならない、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話によるご意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

①電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：hqt-jidoushajoho@gxb.mlit.go.jp

② F A X の 場 合

F A X 番 号 0 3 - 5 2 5 3 - 1 6 3 9

国 土 交 通 省 自 動 車 局 自 動 車 情 報 課 意 見 募 集 担 当 あ て

③ 郵 送 の 場 合

〒 100-8918 東 京 都 千 代 田 区 霞 が 関 2 - 1 - 3

国 土 交 通 省 自 動 車 局 自 動 車 情 報 課 意 見 募 集 担 当 あ て

5. 留 意 事 項

氏 名（法 人 又 は 団 体 の 場 合 は 名 称）に つ い て は、御 意 見 の 内 容 と と も に 公 表 さ せ て い た だ く 可 能 性 が あ り ま す の で、御 承 知 お き く だ さ い。公 表 の 際 に 匿 名 を 希 望 さ れ る 場 合 は、意 見 提 出 時 に そ の 旨 を お 書 き 添 え く だ さ い。

住 所、電 話 番 号 及 び 電 子 メ ー ル ア ド レ ス に つ い て は、意 見 の 内 容 に 不 明 な 点 が あ っ た 場 合 等 の 連 絡 ・ 確 認 の た め に 利 用 し ま す。

6. お 問 い 合 わ せ 先

国 土 交 通 省 自 動 車 局 自 動 車 情 報 課 意 見 募 集 担 当

電 話 番 号 0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1（内 線 4 2 1 1 9， 4 2 1 1 4）